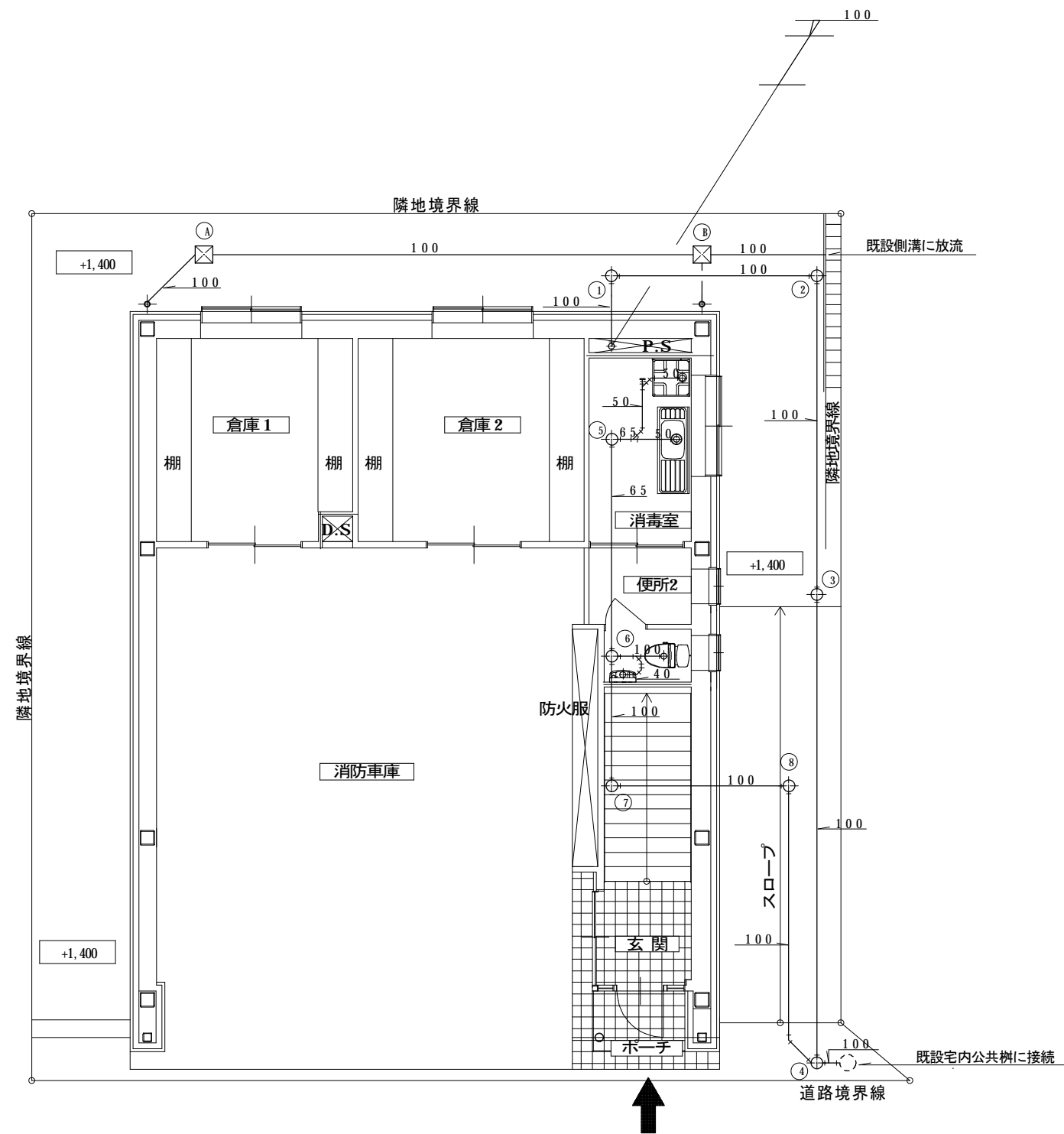


機 械 設 備 工 事 仕 様 書		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
<h3>I 工 事 概 要</h3> <p>1. 工 事 場 所 隠岐市知夫町地内</p> <p>2. 棟 別 概 要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物番号</th> <th>名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>延 面 積 (㎡)</th> <th>消 防 法 の 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>消防署</td><td>鉄筋鉄骨造</td><td>2</td><td></td><td>15項</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 消防法の区分は消防法施行令別表第一の該当符号を示す。</p> <p>3. 工 事 種 目 (○印を付したものが該当)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 事 種 目</th> <th colspan="8">建 物 番 号</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>衛 生 器 具 設 備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給 水 設 備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>排 水 設 備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>消 火 設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガ ス 設 備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給 湯 設 備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浄 化 槽 設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>空 気 調 和 設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>換 気 設 備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>自 動 制 御 設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エ レ ベ ー タ ー 設 備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>撤 去 工 事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		建物番号	名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消 防 法 の 区 分	1	消防署	鉄筋鉄骨造	2		15項	2						3						4						5						6						7						工 事 種 目	建 物 番 号								1	2	3	4	5	6	7	8	衛 生 器 具 設 備	○								給 水 設 備	○								排 水 設 備	○								消 火 設 備									ガ ス 設 備	○								給 湯 設 備	○								浄 化 槽 設 備									空 気 調 和 設 備									換 気 設 備	○								自 動 制 御 設 備									エ レ ベ ー タ ー 設 備									撤 去 工 事									<p>② 材料の品質等</p> <p>本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1)～5)の事項を満たすものとする。</p> <p>ただし、使用量の少ないもの、簡易な材料又は品質を証明する資料の入手困難なものについては、次の1)～5)を考慮の上、監督職員との承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。</p> <p>1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。</p> <p>なお、商品名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員との承諾を受けるものとする。</p> <p>また、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。</p> <p>ただし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(平成19年版)」及び「同設備機材等評価名簿(平成19年版)」に記載されたものについては、所定の品質及び性能を有しているものとする。</p> <p>官公署等への手続き、申請等に要する費用はすべて請負者の負担とする。</p> <p>適用する。</p> <p>本工事に必要な工事用電力、水などの費用はすべて請負者の負担とする。</p> <p>・引き渡しを要するもの () ・現場において再利用を図るもの ()</p> <p>産業廃棄物の処理及び再生資源化を図るものは下記による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>品 目</th> <th>搬 出 場 所</th> <th>距 離 (k m)</th> <th>処 分 費 (有・無)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定建設資材</td> <td>・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アスファルト塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別管理産業廃棄物</td> <td>○金属類</td> <td>産廃処分場</td> <td>60km以内</td> <td>有り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○FRP屑</td> <td>産廃処分場</td> <td>60km以内</td> <td>有り</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>・陶器屑</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>産業廃棄物の処理は収集から最終処分までを、マニフェスト交付を経て適正に処理する。</p> <p>アスベスト含有資機材は関係法令に従い適切に処理する。</p> <p>下記のものを提出する。 仕様は、建築工事写真取扱要領による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>分 類</th> <th>サイズ (mm)</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工 事 中 (着工前含む)</td> <td>④ カ ラ ー</td> <td>④ 80×120 程度</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>完 成</td> <td>④ カ ラ ー</td> <td>④ 80×120 程度</td> <td>3部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>フィルムカメラを使用した場合は、完成写真のネガフィルムをカラーまたは焼き又はインテックスプリントとともに提出する。</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>デジタルカメラを使用した場合は、工事写真及び完成写真のデータを記録したCD-Rを提出する。</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> <p>④写真及びネガフィルムは、市販のJIS A4判の工事用アルバムにて製本し、提出する。</p> <p>④デジタルカメラを使用する場合は、監督職員と協議する。</p> <p>⑧ 完成図及びマイクロフィルム</p> <p>下記のものを、完成後15日以内に提出する。 仕様は、建築工事完成図取扱要領による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 名 ・ 仕 様</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 原図 (設計原図の訂正でもよい)</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>④ 複写図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 製本 サイズ (④ A3縮小版 ・ 原図サイズ) 白焼表装 (④ レザック表紙 (ラミネート仕上) ・ 黒表紙文字入り)</td> <td></td> <td>3部</td> </tr> <tr> <td>・ 製本不要 (ホッチキス止め)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 電子データ 画像データ CADデータ (CD-R)</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>・ マイクロフィルム (鳥根県マイクロフィルム仕様による)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保全に関する資料 建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による) 機器取扱説明書 機器性能試験成績書及び配管試験等記録 総合調整測定表 その他監督官が指示するもの</p>	項 目	品 目	搬 出 場 所	距 離 (k m)	処 分 費 (有・無)	備 考	特定建設資材	・コンクリート塊					・アスファルト塊					特別管理産業廃棄物	○金属類	産廃処分場	60km以内	有り		○FRP屑	産廃処分場	60km以内	有り		そ の 他	・陶器屑					区 分	分 類	サイズ (mm)	提出部数	工 事 中 (着工前含む)	④ カ ラ ー	④ 80×120 程度	1部	完 成	④ カ ラ ー	④ 80×120 程度	3部		フィルムカメラを使用した場合は、完成写真のネガフィルムをカラーまたは焼き又はインテックスプリントとともに提出する。		1部		デジタルカメラを使用した場合は、工事写真及び完成写真のデータを記録したCD-Rを提出する。		1部	品 名 ・ 仕 様		提出部数	④ 原図 (設計原図の訂正でもよい)		1部	④ 複写図			④ 製本 サイズ (④ A3縮小版 ・ 原図サイズ) 白焼表装 (④ レザック表紙 (ラミネート仕上) ・ 黒表紙文字入り)		3部	・ 製本不要 (ホッチキス止め)			④ 電子データ 画像データ CADデータ (CD-R)		1部	・ マイクロフィルム (鳥根県マイクロフィルム仕様による)			<p>⑨ 総合調整</p> <p>装置全体の施工完了時に、下記の総合調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 風量調整 水量調整 室内外空気の温度の測定 室内気流及びじんあいの測定 騒音の測定 飲料水の水質の測定 <p>⑩ 図 形 表 示</p> <p>① 電気容量及び機器能力表示</p> <p>① 保 温</p> <p>機器類は、図示する形状及び配管などの取り出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。</p> <p>原則として、電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は図面に記載されている数値以下、機器類の能力及び容量等は表示された数値以上とする。</p> <p>(1) 管 (継手及び弁類を含む。) の保温は下記の部分を除きグラスウール保温材によるものとする。 施工順序は標準仕様書による。 ①給水管の保温材はポリスチレンフォーム保温材による。 ②屋内露出排水管の保温材はポリスチレンフォーム保温材とし、屋外露出排水立管は塗装のみとする。</p> <p>(2) 一般ダクトの保温はグラスウール保温材による。 (3) 機器の保温はグラスウール保温材による。 (4) 次の部分の保温は屋外露出仕様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ピロティ、渡り廊下等外気に接する配管及びダクト ポンプ室内の配管 厨房内の配管 共同構内の配管 <p>(5) 断熱材被覆鋼管の保温は不要とする。 (6) 冷媒管に断熱被覆鋼管を使用した場合の外装材下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹脂製 溶融亜鉛めっき製 ステンレス鋼板製 <p>(7) 全熱交換ユニットより外気側のダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> 断熱する 断熱しない <p>① 耐 震 施 工</p> <p>設備機器の固定は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 (建設大臣官房官庁営繕部監修) 平成8年版」、「建築設備耐震設計・施工指針 (国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修) 2005年版」及び「(社団法人) 日本エレベーター協会発行の「昇降機耐震設計・施工指針 (日本建築センター編集) 2002年版」による。</p> <p>建築物の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の施設 ○一般の施設 <p>重要機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 水槽 (受水槽、高架水槽) 給水ポンプ (加圧給水ポンプユニット、揚水ポンプ) オイルイタN (サービスタN) 消火ポンプユニット オイルポンプ <p>建築設備 (水槽類を除く) の設計用標準水平震度 (Ks)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐 震 安 全 性 の 分 類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、 屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。</p> <p>水槽類の設計用標準水平震度 (Ks)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐 震 安 全 性 の 分 類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階、 屋上及び塔屋</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>エレベーターの設計用標準水平震度 (Ks)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象機器</th> <th colspan="3">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>設置階</th> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械室 の機器</td> <td>2階以上の階</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">昇降路 の機器</td> <td>2階以上の階</td> <td>1.0 (0.75)</td> <td>0.6 (0.45)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>0.6 (0.45)</td> <td>0.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) () 内の数値は荷物用エレベーターの (Ks) とする。 耐震安全性の分類は図記による。 地域係数 ・ 0.9 ・ 1.0 設計用鉛直地震力は水平地震力と同時に働くものとする。</p>	設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6	対象機器		耐震安全性の分類			区分	設置階	S	A	B	機械室 の機器	2階以上の階	2.0	1.5	1.0	1階及び地下階	1.0	0.6	0.4	昇降路 の機器	2階以上の階	1.0 (0.75)	0.6 (0.45)		1階及び地下階	0.6 (0.45)	0.4		<p>① 補 強 等</p> <p>① 他工事との取り合い</p> <p>① 配管施工</p> <p>① 支持金物、固定金物</p> <p>① 屋外埋設管標識柱</p> <p>① 配管名等の表示方法</p> <p>2 機器操作要領の説明板</p> <p>2 足場</p> <p>② 土工事</p> <p>2 3はつり工事</p> <p>2 4補修</p> <p>2 5負担金</p> <p>2 6特定元方事業者の指名</p> <p>② 施工図及び施工計画書</p> <p>② 施工調査</p> <p>2 9関連工事</p> <p>3 0電子納品</p> <p>① 補強等 配管、ダクト及び機器の設置に必要な補強等はすべて本工事とする。</p> <p>① 他工事との取り合い 外壁と設備の取り合い部分はポリサルファイドシーリング材でシーリングする。</p> <p>① 配管施工 (1) ねじ加工に際してはねじゲージを使用し、ねじの長さを調整する。 (2) ねじ切り接合部及び工具による損傷部には、必ず防錆塗料を塗布する。 (3) イオン化傾向の大きく異なる異種管の接続には、絶縁継手を使用する。</p> <p>① 支持金物、固定金物 (1) ポンプ及び屋外設置機器、ビット内のアンカーボルト、ナットはステンレス製 (SUS304) とする。 (2) 屋外及びビット内の配管、ダクトに使用する支持金物等は、ステンレス製 (SUS304)、または溶融亜鉛めっき仕上げ (2種35) とする。</p> <p>① 屋外埋設管標識柱 方向、種別 (給水管W、消火管F、ガス管G、油管O) を表示したもので、設置場所は曲がり部、分岐部とする。</p> <p>① 配管名等の表示方法 (1) 配管及びダクトの用途、系統及び流れ方向を表示する。 (2) 弁にはアクリル板を取り付けて用途を明記する。 (3) 貼付表示する場合は、耐候性のある材料を使用する。</p> <p>2 機器操作要領の説明板 機器の運転操作要領及び取扱い上の留意事項をアクリル板 (白地) に黒及び朱色の文字で書く。板の大きさ及び文章は監督官の承諾を受ける。</p> <p>2 足場 本工事で設置する。 ・ 内部足場 (・ E種 ・ F種) ・ 外部足場 (・ A種 ・ B種 ・ E種)</p> <p>② 土工事 建設発生土の処理 ・ 構内敷き出し ○ 構外搬出適切処理</p> <p>2 3はつり工事 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、ダイヤモンドカッターによる。</p> <p>2 4補修 工事の施工に伴い既存部分を汚染または損傷した場合は、既存にならない補修する。</p> <p>2 5負担金 ・ 水道 円 (内消費税等相当額 円) ・ ガス 円 (内消費税等相当額 円) ・ 下水道 円 (内消費税等相当額 円) 負担金内訳</p> <p>2 6特定元方事業者の指名 労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名 ・ 本工事の請負者を指名する。 ・ 他工事の請負者を指名する。 ()</p> <p>② 施工図及び施工計画書 提出した施工図及び施工計画書の著作に関わる当該建物における著作権は発注者に委譲するものとする。</p> <p>② 施工調査 事前調査 調査項目 本工事施工範囲を施工に先立ち、納まり等の調査を行う。</p> <p>2 9関連工事</p> <p>3 0電子納品 * 実施する ・ 実施しない 適用基準等 ・ 鳥根県建築工事等電子納品要領 ・ 建築工事監理図書電子納品要領 ・ 建築工事写真要領 ・ 建築工事完成図取扱要領 設計図CADデータを * 貸与する CADデータの著作権者は、_____である。 なお、貸与されたデータは、当該工事における施工図または完成図の作成のために以外に使用してはならない。 ・ 貸与しない</p> <p>3 1技能士の適用 適用する 技能士制度の趣旨を十分理解の上、積極的な活用に努めること。</p>
建物番号	名 称	構 造	階 数	延 面 積 (㎡)	消 防 法 の 区 分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	消防署	鉄筋鉄骨造	2		15項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
工 事 種 目	建 物 番 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
衛 生 器 具 設 備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
給 水 設 備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
排 水 設 備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
消 火 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
ガ ス 設 備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
給 湯 設 備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
浄 化 槽 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
空 気 調 和 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
換 気 設 備	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
自 動 制 御 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
エ レ ベ ー タ ー 設 備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
撤 去 工 事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
項 目	品 目	搬 出 場 所	距 離 (k m)	処 分 費 (有・無)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
特定建設資材	・コンクリート塊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	・アスファルト塊																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
特別管理産業廃棄物	○金属類	産廃処分場	60km以内	有り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	○FRP屑	産廃処分場	60km以内	有り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
そ の 他	・陶器屑																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
区 分	分 類	サイズ (mm)	提出部数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
工 事 中 (着工前含む)	④ カ ラ ー	④ 80×120 程度	1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
完 成	④ カ ラ ー	④ 80×120 程度	3部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	フィルムカメラを使用した場合は、完成写真のネガフィルムをカラーまたは焼き又はインテックスプリントとともに提出する。		1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	デジタルカメラを使用した場合は、工事写真及び完成写真のデータを記録したCD-Rを提出する。		1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
品 名 ・ 仕 様		提出部数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
④ 原図 (設計原図の訂正でもよい)		1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
④ 複写図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
④ 製本 サイズ (④ A3縮小版 ・ 原図サイズ) 白焼表装 (④ レザック表紙 (ラミネート仕上) ・ 黒表紙文字入り)		3部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ 製本不要 (ホッチキス止め)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
④ 電子データ 画像データ CADデータ (CD-R)		1部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ マイクロフィルム (鳥根県マイクロフィルム仕様による)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	特定の施設		一般の施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
上層階、 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
設置場所	耐 震 安 全 性 の 分 類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	特定の施設		一般の施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
上層階、 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
対象機器		耐震安全性の分類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	設置階	S	A	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
機械室 の機器	2階以上の階	2.0	1.5	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1階及び地下階	1.0	0.6	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
昇降路 の機器	2階以上の階	1.0 (0.75)	0.6 (0.45)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1階及び地下階	0.6 (0.45)	0.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
章 項 目	特 記 事 項			章 項 目	特 記 事 項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
① 一般共通事項	① 適用基準等	④ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 平成19年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 ・ 消防設備等の技術基準 全国消防長会中国支部編 (第7次改訂版) ④ 鳥根県機械設備工事施工標準図 (平成12年版)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

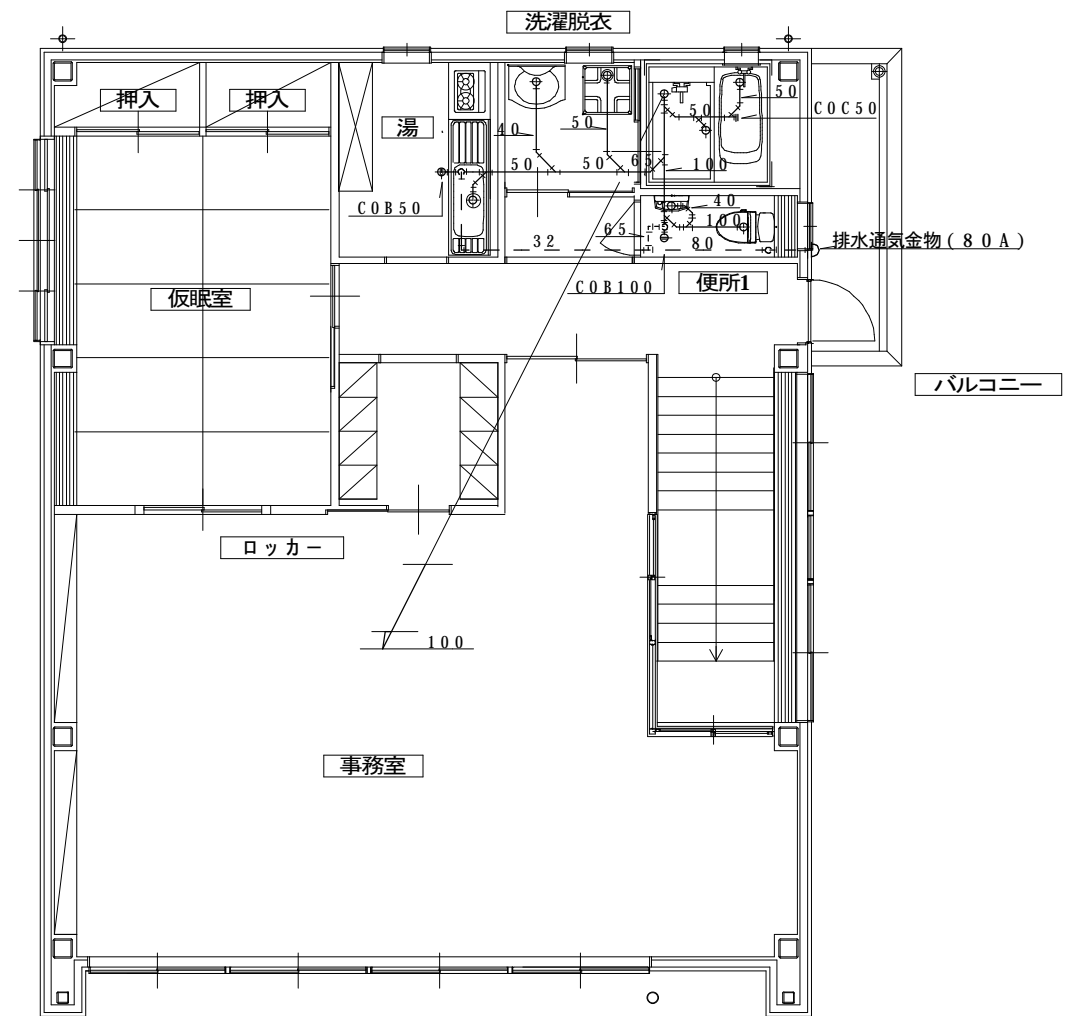


章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項																																														
2	① 自動水栓 ② 身体障害者設備	⑤ ① 消火方法 2. 配管材料	① 消火器 ・屋内消火栓 ・屋外消火栓 ・連結送水管 ・スプリンクラー ② 配管材料 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>材 料</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td>隠ぺい・露出</td> <td>配管用炭素鋼管</td> <td>JIS G 3452 (白)</td> </tr> <tr> <td>土中埋設</td> <td>・消火用硬質塩化ビニル被覆鋼管 ・硬質塩化ビニル管</td> <td>WSP 041</td> </tr> </table> 注) 土中埋設で塩化ビニル管を使用する場合は所轄の消防と協議の上使用する。	区 分	材 料	規 格	隠ぺい・露出	配管用炭素鋼管	JIS G 3452 (白)	土中埋設	・消火用硬質塩化ビニル被覆鋼管 ・硬質塩化ビニル管	WSP 041	8 ① 処理対象人員 ② 処理方法 要求性能	JIS A 3302-2000に基づく用途及び用途別番号 類似用途別番号 () 建築用途 () 処理対象人員 人 汚水量 m ³ /日 処理対象人員及び汚水量算定式は、図記による。 <table border="1"> <tr> <th>処理種別</th> <th>処 理 方 法</th> <th>BOD除去率 (%)</th> <th>放流水BOD (mg/l)</th> </tr> <tr> <td>・小規模 合併処理</td> <td>・嫌気濾床接触ばっ気 ・分離接触ばっ気 ・担体方式</td> <td rowspan="2">90以上</td> <td rowspan="2">20以下</td> </tr> <tr> <td>・合併処理</td> <td>・接触ばっ気 ・沈殿分離 ・流量調整 ・担体方式 ・長時間ばっ気</td> </tr> </table> 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を適用する。 BOD COD T-P T-N 合併処理浄化槽のフローシートは図記による。	処理種別	処 理 方 法	BOD除去率 (%)	放流水BOD (mg/l)	・小規模 合併処理	・嫌気濾床接触ばっ気 ・分離接触ばっ気 ・担体方式	90以上	20以下	・合併処理	・接触ばっ気 ・沈殿分離 ・流量調整 ・担体方式 ・長時間ばっ気	9 ① 配管材料	<table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>材 料</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td>給 水</td> <td>・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管</td> <td>JWWA K 116 JIS G 3448</td> </tr> <tr> <td>冷温水</td> <td>・一般配管用ステンレス鋼管 ・配管用炭素鋼管 ・架橋ポリエチレン管 (ファンコイルユニット機器熱源のみ)</td> <td>JIS G 3448 JIS G 3452(白) JIS K 6769</td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>・一般配管用ステンレス鋼管 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・配管用炭素鋼管</td> <td>JIS G 3448 JWWA K 116 JIS G 3452(白)</td> </tr> <tr> <td>蒸気給気</td> <td>配管用炭素鋼管</td> <td>JIS G 3452(黒)</td> </tr> <tr> <td>油</td> <td>・配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS G 3452(黒) JIS G 3469</td> </tr> <tr> <td>蒸気還管</td> <td>圧力配管用炭素鋼管</td> <td>JIS G 3454 STGP370黒Sch40</td> </tr> <tr> <td>冷 媒</td> <td>断熱材被覆鋼管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ドレン</td> <td>・配管用炭素鋼管 ・硬質塩化ビニル管</td> <td>JIS G 3452(白) JIS K 6741</td> </tr> </table> 60Su以下のステンレス鋼管継手は一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準による継手とする。75Su以上のステンレス鋼管継手はハウジング継手とする。 ステンレス製ベローズ形とする。 空気溜りを生ずるとと思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き装置を設ける。	種 別	材 料	規 格	給 水	・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管	JWWA K 116 JIS G 3448	冷温水	・一般配管用ステンレス鋼管 ・配管用炭素鋼管 ・架橋ポリエチレン管 (ファンコイルユニット機器熱源のみ)	JIS G 3448 JIS G 3452(白) JIS K 6769	冷却水	・一般配管用ステンレス鋼管 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・配管用炭素鋼管	JIS G 3448 JWWA K 116 JIS G 3452(白)	蒸気給気	配管用炭素鋼管	JIS G 3452(黒)	油	・配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(黒) JIS G 3469	蒸気還管	圧力配管用炭素鋼管	JIS G 3454 STGP370黒Sch40	冷 媒	断熱材被覆鋼管		ドレン	・配管用炭素鋼管 ・硬質塩化ビニル管	JIS G 3452(白) JIS K 6741
区 分	材 料	規 格																																																			
隠ぺい・露出	配管用炭素鋼管	JIS G 3452 (白)																																																			
土中埋設	・消火用硬質塩化ビニル被覆鋼管 ・硬質塩化ビニル管	WSP 041																																																			
処理種別	処 理 方 法	BOD除去率 (%)	放流水BOD (mg/l)																																																		
・小規模 合併処理	・嫌気濾床接触ばっ気 ・分離接触ばっ気 ・担体方式	90以上	20以下																																																		
・合併処理	・接触ばっ気 ・沈殿分離 ・流量調整 ・担体方式 ・長時間ばっ気																																																				
種 別	材 料	規 格																																																			
給 水	・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管	JWWA K 116 JIS G 3448																																																			
冷温水	・一般配管用ステンレス鋼管 ・配管用炭素鋼管 ・架橋ポリエチレン管 (ファンコイルユニット機器熱源のみ)	JIS G 3448 JIS G 3452(白) JIS K 6769																																																			
冷却水	・一般配管用ステンレス鋼管 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・配管用炭素鋼管	JIS G 3448 JWWA K 116 JIS G 3452(白)																																																			
蒸気給気	配管用炭素鋼管	JIS G 3452(黒)																																																			
油	・配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(黒) JIS G 3469																																																			
蒸気還管	圧力配管用炭素鋼管	JIS G 3454 STGP370黒Sch40																																																			
冷 媒	断熱材被覆鋼管																																																				
ドレン	・配管用炭素鋼管 ・硬質塩化ビニル管	JIS G 3452(白) JIS K 6741																																																			
3	① 給水方式 ② 配管材料 ③ 弁の耐圧 4. FRP製タンク 5. 電気工事	⑥ ① ガスの種別 ② 配管材料 ③ ガスメーター ④ ガスコック ⑤ その他	① 液化石油ガス ・都市ガス ② 配管材料 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>材 料</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td>隠ぺい・露出</td> <td>①配管用炭素鋼管 ②ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS G 3452(白) JIS G 3469</td> </tr> <tr> <td>コンクリート埋込</td> <td>①配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS G 3452(白) JIS G 3469</td> </tr> <tr> <td>土中埋設</td> <td>・ポリエチレン管 ・ガス用ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS K 6774 JIS G 3469</td> </tr> </table> ③ ガス事業者貸与 (配管はメーターユニオンまで本工事) ・買取 ④ 過流出安全装置とする。 ⑤ 双口コックは片栓にゴムキャップ付とする。 ⑥ ボックスコックは押戻りカチットタイプとする。 ⑦ ① 配管には必要に応じ水抜き装置を取付ける。 ② 都市ガス工事はガス事業者の指定業者の施工とする。 ③ 実験用高圧ガスは請負者の責任施工とする。 ④ ガス器具はガス事業者認定品 (都市ガス)とする。 ⑤ ガス器具は検定合格品 (液化石油ガス)とする。 ⑥ 都市ガスはガス供給事業者の供給約款による。	区 分	材 料	規 格	隠ぺい・露出	①配管用炭素鋼管 ②ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(白) JIS G 3469	コンクリート埋込	①配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(白) JIS G 3469	土中埋設	・ポリエチレン管 ・ガス用ポリエチレン被覆鋼管	JIS K 6774 JIS G 3469	3. 地業工事 4. 土留工事 5. 上部用途 6. ブロワー 7. 配管 配管支持材	支持杭 工事区分 杭 径 φ 杭本数 本 矢 板 工事区分 矢板種別 鋼製矢板 矢板長さ m 工 法 ・パイプハンマー ・圧入工法 用途 耐圧 (安全荷重) 型 式 ・地上型 台 数 ・2台 (自動交互) ブロワー室 ・別途建築工事 ・本工事	2. フレキシブル ジョイント 3. 冷水管の 空気抜き ④ ダクト 5. 吹出口・吸込口 6. 点検口 7. チャンバー 8. 予備フィルター 9. ばい煙測定口 ⑩ 屋外フード類 11 弁の耐圧	① 長方形ダクトの製作 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法 (・共板フランジ ・スライドオンフランジ) ただし、長辺1、500mmを超えるもの及び、最大静圧500Paを超えるものはアングル工法とする。 ② 円形ダクト ③ 亜鉛鉄板製 (スパイラルダクト) ・硬質塩化ビニル製 (VU管) ④ 防火区画貫通部の施工 貫通する部分の前後150mm以上を1、6mmの鋼板製とする。 枠及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 着色 ・する ・しない																																		
区 分	材 料	規 格																																																			
隠ぺい・露出	①配管用炭素鋼管 ②ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(白) JIS G 3469																																																			
コンクリート埋込	①配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(白) JIS G 3469																																																			
土中埋設	・ポリエチレン管 ・ガス用ポリエチレン被覆鋼管	JIS K 6774 JIS G 3469																																																			
4	① 配管材料 2. 通気口 ③ マンホールカバー	⑦ ① 配管材料 ② 電気工事 3. 弁の耐圧	① 配管材料 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>材 料</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td>給湯</td> <td>① 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管 ・鋼管 ・被覆鋼管</td> <td>JWWA K 140 JIS G 3448 JIS H 3300 JIS H 3300</td> </tr> <tr> <td>油</td> <td>・配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管</td> <td>JIS G 3452(黒) JIS G 3469</td> </tr> </table> ② 電源供給は別途電気設備工事とする。 ③ 操作・制御回路は本工事とする。 (・一括警報用無電圧接点付とする) 耐圧は5Kとする。ただし、水道直結部分及び特記部分は10Kとする。	種別	材 料	規 格	給湯	① 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管 ・鋼管 ・被覆鋼管	JWWA K 140 JIS G 3448 JIS H 3300 JIS H 3300	油	・配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(黒) JIS G 3469	8. 水中ポンプ 9. 電気工事 10. その他	(1) 回路には漏電遮断器を設ける。 (2) 自動交互並列運転とする。 (1) 電源供給は別途電気設備工事とする。 (2) 操作・制御回路は本工事とする。 (・一括警報用無電圧端子付とする) (1) 指定された放流水質になるまでの調整は請負者が行うものとする。 (2) 消毒薬を3ヶ月相当分納入する。 (3) 浄化槽法第7条による検査は工事請負者の負担とする。 (4) マンホールは鍵付とする。	10 ① 自動制御方式 ② 中央監視装置 ③ 電源装置	・電子式 ・電気式 ・デジタル式 ・本工事 ・別途工事 (仕様は図記による) ・本工事 ・別途工事 (仕様は図記による)																																					
種別	材 料	規 格																																																			
給湯	① 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管 ・鋼管 ・被覆鋼管	JWWA K 140 JIS G 3448 JIS H 3300 JIS H 3300																																																			
油	・配管用炭素鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3452(黒) JIS G 3469																																																			
5	① 給水方式 ② 配管材料 ③ 弁の耐圧 4. FRP製タンク 5. 電気工事	⑧ ① 配管材料 ② 電気工事 3. 弁の耐圧	① 公共水道直結給水 ・重力給水 (高置タンク方式) ・加圧給水 ② 配管材料 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>材 料</th> <th>規 格</th> </tr> <tr> <td>隠ぺい・コンクリート埋込・露出</td> <td>① 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管</td> <td>JWWA K 116 JIS G 3448</td> </tr> <tr> <td>土中埋設 屋外埋設</td> <td>水道用硬質塩化ビニル管 ① H I V P ・ V P</td> <td>JIS K 6742</td> </tr> </table> 60Su以下のステンレス鋼管継手は一般配管用ステンレス鋼管の鋼管継手性能基準による継手とする。75Su以上のステンレス鋼管継手はハウジング継手とする。 ビニル管の接合方法をゴム輪接合とする場合、直管以外の継手類には、離脱防止金具を使用する。 ③ 図記なき弁の耐圧は10Kとする。 (1) マンホールカバーは錠旋する。 (2) 電極棒取付座及び電極棒の取付は本工事とする。 (3) フレキシブルジョイントは (・ステンレス製 ・合成ゴム製)とする。 (4) 屋外に設置するタンクの積雪耐荷重は2KPa以上とする。 (5) 屋外に設置するタンクのマンホールも保温形とする。 (1) 電源供給は別途電気設備工事とする。 (2) 操作・制御回路は本工事とする。 (・一括警報用無電圧端子付とする)	区 分	材 料	規 格	隠ぺい・コンクリート埋込・露出	① 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管	JWWA K 116 JIS G 3448	土中埋設 屋外埋設	水道用硬質塩化ビニル管 ① H I V P ・ V P	JIS K 6742	3. 地業工事 4. 土留工事 5. 上部用途 6. ブロワー 7. 配管 配管支持材	支持杭 工事区分 杭 径 φ 杭本数 本 矢 板 工事区分 矢板種別 鋼製矢板 矢板長さ m 工 法 ・パイプハンマー ・圧入工法 用途 耐圧 (安全荷重) 型 式 ・地上型 台 数 ・2台 (自動交互) ブロワー室 ・別途建築工事 ・本工事	2. フレキシブル ジョイント 3. 冷水管の 空気抜き ④ ダクト 5. 吹出口・吸込口 6. 点検口 7. チャンバー 8. 予備フィルター 9. ばい煙測定口 ⑩ 屋外フード類 11 弁の耐圧	(1) 長方形ダクトの製作 ・アングルフランジ工法 ・コーナーボルト工法 (・共板フランジ ・スライドオンフランジ) ただし、長辺1、500mmを超えるもの及び、最大静圧500Paを超えるものはアングル工法とする。 ② 円形ダクト ③ 亜鉛鉄板製 (スパイラルダクト) ・硬質塩化ビニル製 (VU管) ④ 防火区画貫通部の施工 貫通する部分の前後150mm以上を1、6mmの鋼板製とする。 枠及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 着色 ・する ・しない																																					
区 分	材 料	規 格																																																			
隠ぺい・コンクリート埋込・露出	① 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ・一般配管用ステンレス鋼管	JWWA K 116 JIS G 3448																																																			
土中埋設 屋外埋設	水道用硬質塩化ビニル管 ① H I V P ・ V P	JIS K 6742																																																			



1 階 平 面 図 1:100

注記：汚水排水管は1階（埋設配管）2階（スラブ下天井内配管）とする。
：区画貫通部は1m迄鋼管とし、それ以降はV P管とする。



2 階 平 面 図 1:100

--	--	--	--

衛生器具表

名 称	品 番	数 量	設 置 場 所
洋風便器	CS670B SH670BA TCF6220	1	2階便所
洋風便器	CS670B SH670BA TCF108	1	1階便所
コンパクト手洗器	LSH870AP	2	1・2階便所
紙巻器	YH52	2	1・2階便所
タオルリング	YHT152	2	1・2階便所
洗濯機パン	PWP740 PJ2009	2	消毒室・洗濯脱衣室
洗濯機用水栓	TW11R	2	消毒室・洗濯脱衣室
混合水栓	TKJ20BA	2	消毒室・湯沸し室
単水栓（塩ビ柱共）	T200SNR13	1	屋外

機器表

名 称	品 番	数 量	設 置 場 所
GB-1	ガス給湯器（給湯専用） 屋外壁掛け型（24号）	1	屋外
(RUX-V2406W)	塩害仕様 凍結防止装置付 リモコン（浴室・湯沸し室）		
	リモコンコード 配管カバー（800H）		
LPG-1	ガス集合装置（一列型）2本立て	1	屋外
	自動切換調整器付 防到チェーン共		

樹リスト

記 号	名 称	構 造	内法寸法	樹 深	MH仕様
①	小口径インパット樹	樹脂製	100-150	GL-300H	樹脂製蓋（防護ハット）
②	〃	〃	〃	-340H	〃
③	〃	〃	〃	-400H	〃
④	〃	〃	〃	-500H	〃
⑤	〃	〃	〃	-300H	樹脂製蓋
⑥	〃	〃	〃	-340H	〃
⑦	〃	〃	〃	-360H	〃
⑧	〃	〃	〃	-1100H	樹脂製蓋（防護ハット）
Ⓐ	雨水樹	RC（既製品）	300*300	GL-300H	泥溜め（150H）
Ⓑ	〃	〃	〃	-400H	〃

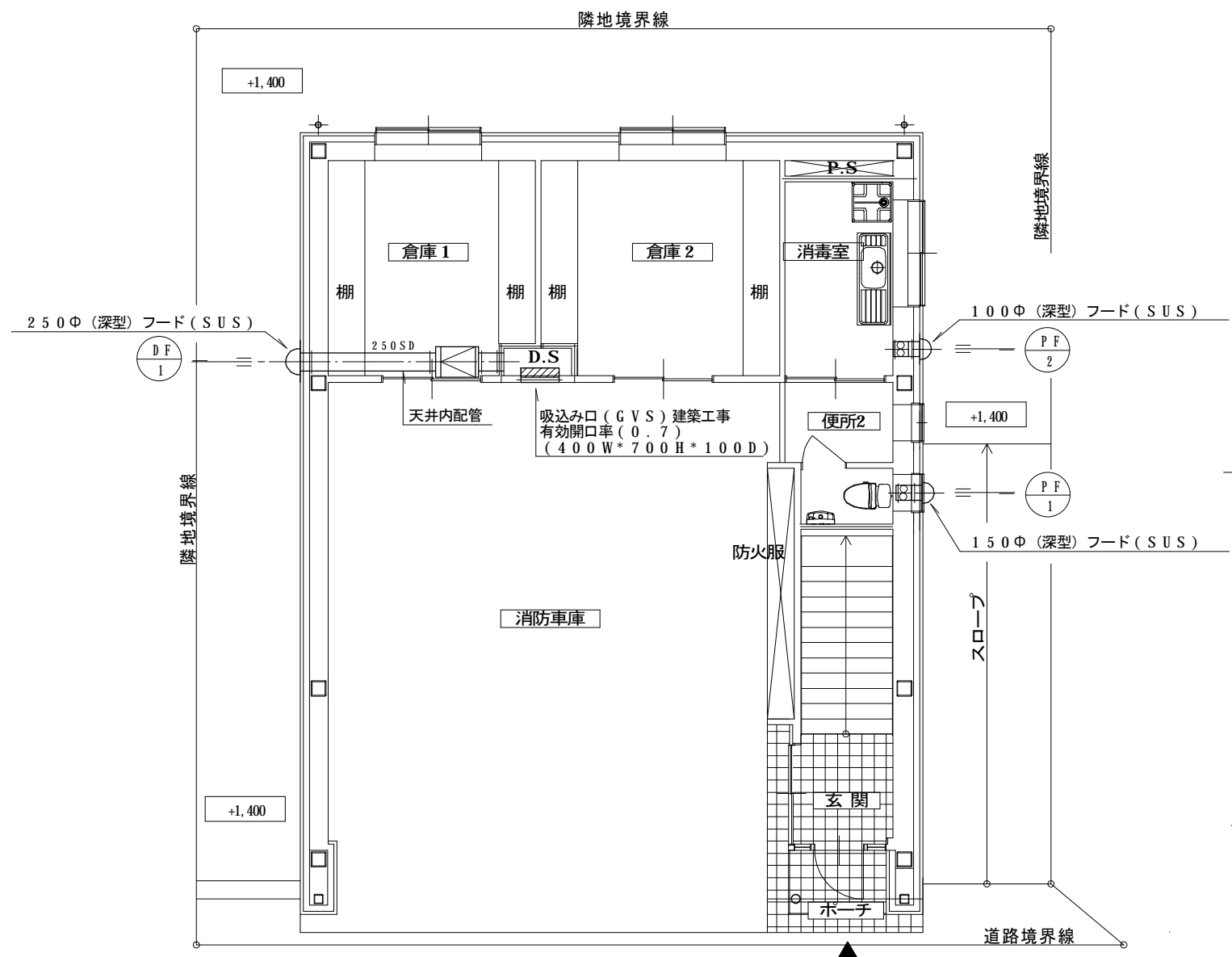
注記

- 給水管：埋設管は耐衝撃性硬質塩ビ管（HIVP）、隠蔽埋込露出管は硬質塩ビライニング鋼管（SGP-VA）とする。
- 排水管は硬質塩ビ管（VP）埋設部及び屋内露出隠蔽部、耐火2層管（区画貫通部）とする。
- ガス管は配管用炭素鋼管（白）とする。埋設管はポリエチレン被覆鋼管とする。
- 給湯管は給湯用耐熱塩ビライニング鋼管（HLP）とする。
- 各保温仕様は機械設備工事共通仕様書に準じる。

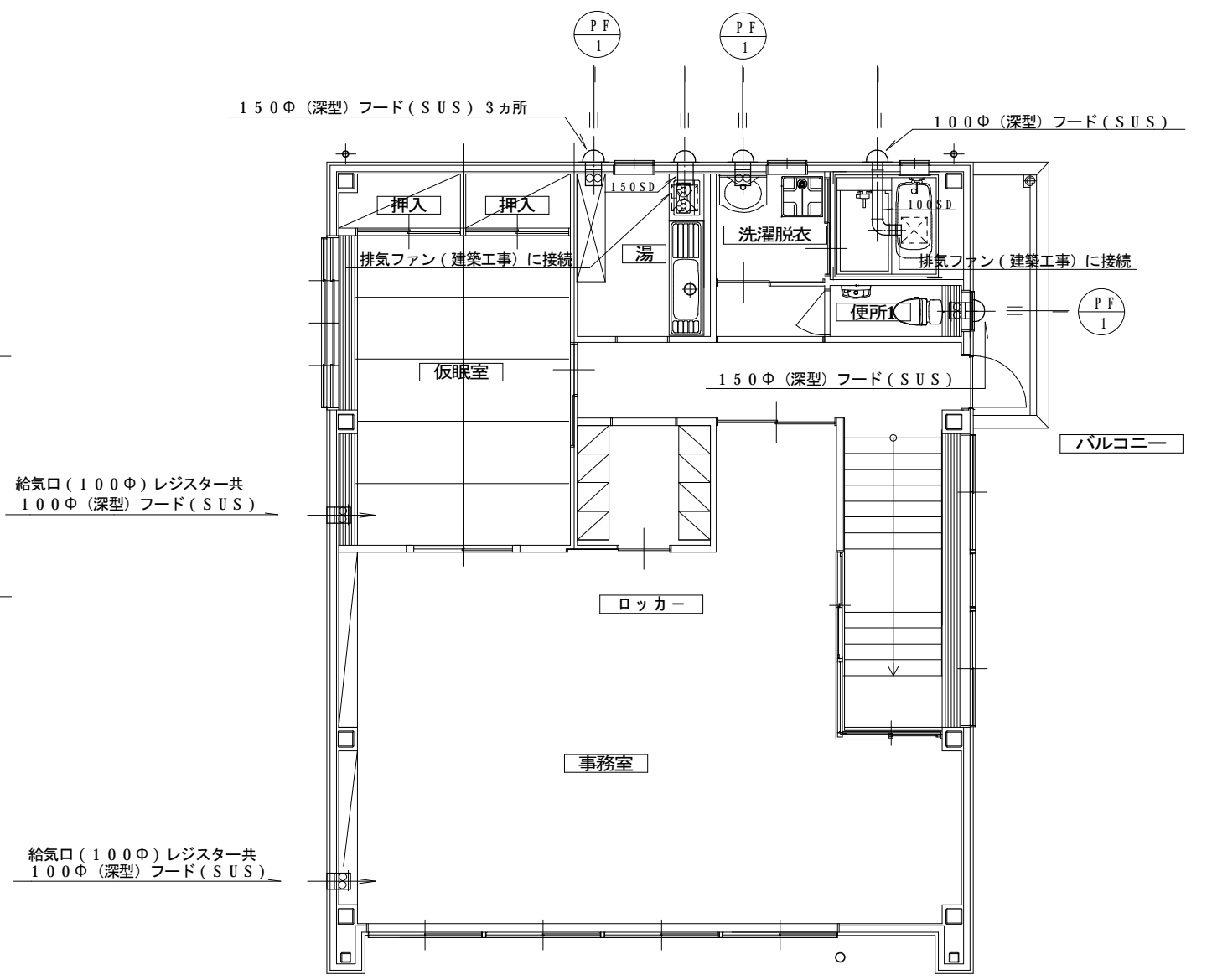
凡 例

名 称	記 号
給水管 耐衝撃性硬質塩ビ管	— — HIVP
給水管 硬質塩ビライニング鋼管	— — SGP-VA
排水管 硬質塩化ビニル管	— — VP
排水管 配管用炭素鋼管（白）	— —
給湯管 耐熱性硬質塩ビライニング鋼管	— SGP-HVA
給湯管 被覆鋼管	— CU
消化管 配管用炭素鋼管（白）	— × —
消化管 硬質塩ビ外面被覆鋼管	— × SGP-VB
ガス管 配管用炭素鋼管（白）	— ○ —
ガス管 鋼管 ポリエチレン外面被覆	— ○ —
油 管 配管用炭素鋼管（黒）	— ○ —
仕 切 弁	— × BV
バタフライ弁	— × BV
玉 形 弁	— × BV
逆 止 弁	— CV
電 磁 弁	— CV
自動エア抜弁	— CV
圧 力 計	— P
温 度 計	— P
ストレーナ	— S
水 栓 柱	○ ⊕
床上掃除口	⊕ —
床下掃除口	—
床排水トラップ	⊙ —
トラップ樹	⊕
汚 水 樹	○
雨 水 樹	⊗
消 火 器	⊗
屋内消火栓	⊕

--	--	--	--	--



1 階 平 面 図 1:100



2 階 平 面 図 1:100

換気用送風機一覧表

記号	名称	風量 (m ³ /h)	機外静圧 (pa)	電動機			仕様	数量	設置場所	参考型番	丸型フード・ウエザーカバー				備考
				消費電力 (w)	相 (φ)	電圧 (v)					形状	口径	材質	参考型番	
PF-1	パイプファン	65	10	3.3	1	100	24H 換気機能付	4	便所・洗面脱衣室 湯沸し室	V-12PFL	深型 パイプフード	150	"	P-18VS3	P-11SWL P-18PSP
PF-2	"	110	10	4.7	"	"	格子グリル型	1	消毒室	V-08PP6	"	100	"	P-13VS3	P-11SW P-13PSP
DF-1	ダクトファン	2200	150	530.0	3	200	天井埋込み型	1	倉庫(1)	BFS-180TC	"	250	"	PZ- 25VS3	FS-07SW
	自然給気口		+80				レジスター型	2	事務室・仮眠室	P-13QR	"	100	"	P-13VS3	P-13PSP

台所必要換気量計算(休憩室)

$$V = 40KQ$$

K=理論廃ガス量(0.93m³/kwh)

Q=燃料消費量(5.6kw)

$$= 40 * 0.93m^3/kwh * 5.6kw$$

$$= 203m^3/h < \text{レンジフードファン}(450m^3/h) \dots OK$$

特記事項(換気設備)

- 換気パイプは鋼製スパイラルダクトとする。
- スイッチ類は支給品とし、取付けは電機設備工事(別途)とする。
- 天井の機器取付開口補強は本工事とする。
- フードは全て塩害塗装仕様とする。
- (PF-1)パイプファンはシックハウス対応(24時間換気)とする

凡例

名称	記号
蒸気管 配管用炭素鋼管(黒)	—S—
冷却水管 配管用炭素鋼管(白)	—CD—
冷温水管 配管用炭素鋼管(白)	—CH—
冷温水管 配管用ステンレス鋼管	—CH—
冷媒管 冷媒用被覆鋼管	—R—
ドレン管 硬質塩化ビニル管	—D—VP
ドレン管 配管用炭素鋼管(白)	—D—
油管 配管用炭素鋼管(黒)	—O—
仕切弁	—X—GV
バタフライ弁	—X—BY
玉型弁	—X—BY
逆止弁	—V—CV
電磁弁	—X—
安全弁	—F—
電動弁	—X—
自動エア抜弁	—Q—
圧力計	—P—
温度計	—T—
ストレーナ	—S—
空調送気	—SA—
空調還気	—RA—
外気	—OA—
排気	—EA—
排煙	—FA—
風量調整ダンパー	—V—VD
排煙ダンパー	—V—SMD
防煙ダンパー	—V—RD
防火防煙ダンパー	—V—SED
防火ダンパー	—V—HFB
SUSフード ベントキャップ	—D—